

ESG 規程

第1章 総則

第1条 (目的)

1. 本規程は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）が、持続的な価値創造に資する環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）を考慮した責任投資（以下「ESG 投資」という。）を促進するに際して、ESG 投資に係る社内体制、投資活動、情報開示などに関する基本的事項を定めるものである。
2. 当社は、ファンド運用者としての受託者責任を果たす上で、責任投資原則（PRI）に基づき、投資活動や情報開示において ESG 要素を考慮し、投資先企業の価値保全および価値向上に取り組むことで、中長期的な運用リターンの安定および向上に取り組む。

第2条 (ESG 課題)

当社は、ファンド運用者としての受託者責任を果たす上で、以下に示す ESG 課題又は ESG 要因に関連するリスクと機会を考慮のうえ、投資先検討及び投資先企業の企業価値向上などに取り組むものとする。

(1) 環境

公害の防止、気候変動、環境保全、エネルギー効率向上、再生可能エネルギー導入促進、有害物質の適切な管理、自然災害への対応、廃棄物管理 など

(2) 社会

労働基準の遵守、労働安全衛生の確保、労務管理関係の適切化、人権配慮、機密情報の適切な管理、製品の不正販売禁止、製品安全性の確保、サプライチェーンの適切化など

(3) コーポレートガバナンス

反社会的勢力との関係排除、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の禁止、贈収賄・汚職の禁止、経営体制の適切化、会計・税務基準遵守、反競争的行為の禁止、不適切なロビー活動の禁止、違法な政治献金の禁止、内部通報体制の確立 など

第3条 (適用範囲)

この規程は、当社による投資活動と情報開示に適用される。但し、ESG の組み込みが限定的にならざるを得ないと当社が判断する場合は、可能な限りにおいてこの規程を適用する。

第4条 (ESG に関連して依拠すべき法令)

当社は、本規程に基づき、投資先企業及びその関連会社などが、その事業を行う国・地域の国内法令を順守していることを確認する。

第5条 (体制・分掌)

ESG に関する体制及び分掌は次の通りとする。

(1) 取締役会

この規程をはじめとする ESG に関する方針などの重要な事項を決定し、ESG に関する当社の取組みを監督する。

(2) 投資委員会・ポートフォリオ委員会

投資委員会・ポートフォリオ委員会は、ESG 要素を考慮の上、当社が運用するファンドに関する投資判断、投資先企業のモニタリング、投資先企業の価値向上その他の事項に関する審議・決定等を行う。

(3) ESG 責任者

当社の投資活動への適切な ESG 組み込みを実現するための体制を整備し、適切な ESG の組み込みがなされているかについての検証を行うとともに、その改善を行うための指示をするなど、当社における ESG の組み込みを統括する。また、ESG の組み込みに関する重大な問題、その他 ESG に関する当社の取組み状況について取締役会に報告する。

(4) 役職員

当社の全役職員は、ESG に関する社内・社外の研修などを通じて継続的に ESG に関する知見を深める。

第2章 ESG の組み込み

第6条 (投資活動における ESG の組み込み)

当社は、原則として、以下の通り、投資活動において ESG の組み込みを行う。

(1) スクリーニング

投資先の選定に際して投資先候補企業の事業又は活動において、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に係る規制対象事業、暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与しているものと認められる事業、法令により禁止される児童労働・強制労働を伴う事業、クラスター弾・対人地雷・生物化学兵器を製造・販売する企業、経済制裁対象者等、当社が本規程の趣旨に鑑み投資を実施することが相当でないと認める事業が行われていた場合には、当社は当該企業への投資を実施しない。

(2) デューデリジェンス

投資先候補企業の ESG デューデリジェンスが必要であると判断された場合、当

社内部の担当者及び／又は外部の専門家を起用し、ESG デューデリジェンスを実施する。また、ESG デューデリジェンスにおいて重大な ESG 事項が特定された場合は、投資委員会において当該事項について協議することとする。

(3) 資金使途

戦争・紛争における殺傷・破壊を目的とする兵器の製造、石炭火力発電所の新規建設（既存発電所の拡張を含む。）、新規の炭鉱採掘（一般炭）を資金使途とする投資を行わない。

(4) ポートフォリオマネジメント

ESG デューデリジェンスなどにおいて特定された ESG 事項につき投資先企業の改善取組を要すると当社が判断した場合、当社は適宜当該投資先企業への支援を行い、またその改善取組の進捗についてモニタリングを行う。

第7条 （投資先企業のモニタリング）

1. 当社は、投資先企業による ESG 事項の管理状況の把握に努めることとする。投資部門担当者は、投資先企業に対し、適宜、投資先企業に関する ESG 関連情報の報告/開示を求めることとする。報告形式及び内容ならびにその頻度については、投資部門担当者と投資先企業担当者間で協議の上、決定する。
2. 投資先企業において ESG 関連の重大なインシデント（事故、操業停止など）が発生した場合は、当該インシデントは直ちにポートフォリオ委員会に報告され、ポートフォリオ委員会において当該インシデントの重要性が判断される。その後、その重要性に鑑み、当社の投資委員会に報告される。

第8条 （情報開示）

当社は、投資活動における ESG 考慮の概要および投資先企業の ESG 事項に関するモニタリングの状況について、定期的に投資家などへの報告を行うものとする。

以上